

# 保倉川放水路整備事業（仮称） 環境影響評価方法書説明会

## 環境影響評価の適用法令

令和8年3月10日, 12日, 14日  
北陸地方整備局 高田河川国道事務所

# 1. 適用法令

## 【環境影響評価関係法令と本事業の方針について】

- ・ 環境影響評価を行う放水路事業の対象規模は、環境影響評価法では100ha以上、新潟県環境影響評価条例では50ha以上（条件により30ha以上）の面積の土地の形状を変更する場合は、
- ・ 本事業は、50ha未満と想定しており、法及び条例の対象規模には該当しませんが、条例に基づく手続きに沿って環境影響評価を実施します。

## 【環境影響評価法の対象事業】

事業の種類	第一種事業※1の要件	第二種事業※2の要件
法第2条第2項第1号口に掲げる事業の種類	百ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの

出典：環境影響評価法第2条及び環境影響評価法施行令第1条並びに別表第1

※1：規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業。

※2：第一種事業に準ずる大きさで、手続を行うかどうかを個別に判断する事業。

## 【新潟県環境影響評価条例の対象事業】

事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件※1	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件※2
2 ダム、堰 又は放水路の新築又は改築の事業	(4) 放水路の新築の事業であって、河川法第8条に規定する河川工事として行うもの	50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの	30ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの

出典：新潟県環境影響評価条例第2条並びに別表第1及び新潟県環境影響評価条例施行規則並びに別表第1

※1：規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業。

※2：環境の保全について特に配慮すべき地域（国立公園、国定公園、県立公園等の区域）を含む地域で実施される事業。

## 2. これまでの環境影響評価に係る方針

- 関川流域委員会で保倉川放水路の概略ルートが公表されたことを受け、新たに放水路を開削することによる周辺環境を把握するため、学識者からなる「保倉川放水路環境調査検討委員会」を設置し、自主的に環境面の検討を進めてきました。
- その後の関係住民意見聴取による懸念も踏まえ、本事業の検討を進めていくなかで土地の形状変更面積が50haを超える場合にも対応できるよう、条例に基づく手続きに沿って環境影響評価を実施します。

### 関川流域委員会（第20回～第27回）

第20回 関川流域委員会(R2.12.23)

第21回 関川流域委員会(R3.3.30)

- ・ 保倉川放水路概略ルート公表・決定

第22回 関川流域委員会(R4.3.29)

- ・ 概略ルート現地調査結果・放水路周辺のまちづくり検討

第23回 関川流域委員会(R4.11.25)

- ・ 概略ルート環境調査進捗状況
- ・ 気候変動を踏まえた関川水系河川整備基本方針見直しの動き

令和5年3月

関川水系河川整備基本方針 変更

第24回 関川流域委員会(R5.7.26)

- ・ 河川整備計画変更骨子案公表  
(気候変動に伴う整備目標流量の変更)

第25回 関川流域委員会(R5.12.8)

- ・ 河川整備計画変更原案公表
- ・ 保倉川放水路に係る地元懸念事項

関係住民意見聴取（パブリックコメント）

第26回 関川流域委員会(R6.7.3)

- ・ 意見聴取を踏まえた対応について  
(保倉川放水路関連含む)

第27回 関川流域委員会(R6.12.2)

- ・ 河川整備計画 変更案（案）

令和7年3月

関川水系河川整備計画 変更

### 保倉川放水路環境調査検討委員会

第1回 保倉川放水路環境調査検討委員会(R3.6.15)

- ・ 自主的な環境影響検討の進め方について
- ・ 環境影響項目の選定 等

第2回 保倉川放水路環境調査検討委員会(R5.12.8)

- ・ 環境影響項目の現地調査状況
- ・ 地元懸念事項に関する現地調査状況、  
環境影響予測・評価結果と対応（案） 等

第3回 保倉川放水路環境調査検討委員会(R6.11.1)

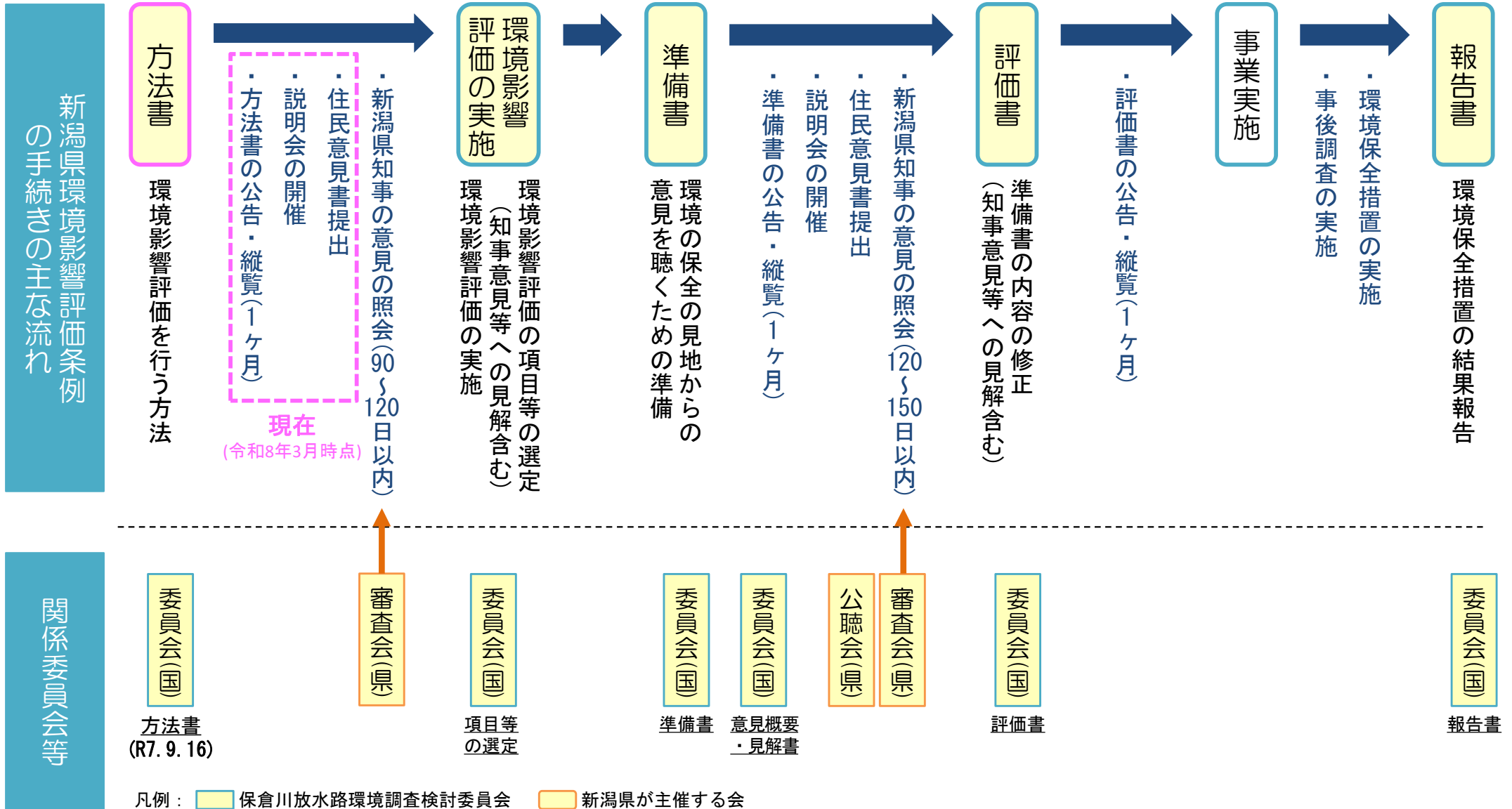
- ・ 環境影響項目の現地調査状況
- ・ 関係住民意見聴取(パブリックコメント)で  
頂いたご意見とその対応 等

第4回 保倉川放水路環境調査検討委員会(R7.9.16)

- ・ 県環境影響評価条例に即した手続きについて
- ・ 環境影響評価方法書（案）について 等

# 3. 環境影響評価の手続き

■新潟県環境影響評価条例の手続きに沿って、委員の助言を得ながら方法書、準備書、評価書を作成し、関係行政機関や住民等からの意見を求めつつ、環境に配慮した事業となるよう進めていく。



# 4. 環境影響評価方法書の構成

■新潟県環境影響評価条例に基づいた環境影響評価方法書の構成は以下のとおりである。

目次	内容	備考
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		
第2章 対象事業の目的及び内容	対象事業実施区域の位置、対象事業の規模、工事計画の概要等	
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況		既存資料に基づく対象事業実施区域周辺の状況
地域の自然的状況	大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物の生息生育、景観・人と自然とのふれあい、放射性物質等	
地域の社会的状況	人口・産業、土地利用、河川等の利用、交通、学校等、下水道整備、法令等	
第4章 調査、予測及び評価の項目		
項目の選定	保倉川放水路整備事業における環境影響評価の項目	第4回保倉川放水路環境調査検討委員会（R7.9.16）において、技術的助言を得ている。
環境影響評価の項目の選定理由	保倉川放水路整備事業における項目の選定理由等	
調査、予測及び評価の手法	各選定項目の調査、予測、評価の手法	